

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

令和6年度診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

移行の内容等は下記のとおりとなります。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

生活習慣病管理料Ⅱの対象となる患者様

脂質異常症、高血圧、糖尿病いずれかが主病の方

(ただし、在宅自己注射指導管理料を算定している方は除く)

療養計画書について

診察時に患者様の個々に応じた療養計画書を作成し説明後にお渡しします。

* 初回に署名（サイン）をいただきます。

移行時期

令和6年6月1日より

鹿児島市医師会病院